



お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。  
以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、  
訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

#### 2027合格目標 司法書士試験講座 テキスト訂正情報

##### 目 次

2027総合講義（入門総合講義テキスト） .....	2
民法 .....	2
不動産登記法 上巻 .....	2
不動産登記法 下巻 .....	2
肢別過去問集 平成6年～令和6年 .....	3
民法 vol.2 .....	3
不動産登記法 vol.2 .....	3
2027書式ひな形集 .....	4
不動産登記法 .....	4

## 民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	下から2行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから10年で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから5年で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	25/12/10
87	「論点・時効学説」の「問題の所在」2行目	(「取得」(162)・「消滅」(167)の文言)	(「取得」(162)・「消滅」(166)の文言)	25/10/22
112	下から1~2行目	→Bを相手方とする ※ Cは賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→B及びCを相手方とする	25/12/10
441	「1. 意義」の本文3~7行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	〈削除〉	25/11/12

## 不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
242	「2. 転抵当」の(1)(2)の3行目	→登記原因=「年月日金銭消費貸借債権額1億円のうち5,000万円年月日設定」	→登記原因=「年月日金銭消費貸借金1億円のうち金5,000万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)(3)の3行目	→登記の目的=「1番抵当権の一部（金1億円のうち5,000万円分）転抵当」	→登記の目的=「1番抵当権の一部（金1億円のうち金5,000万円分）転抵当」	25/12/10

## 不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の2行目	登記官 供託官 理由あり：相当の処分 理由なし：3日以内に審査庁に送付	登記官 供託官 理由あり：相当の処分 +審査請求人に通知 理由なし：5日以内に審査庁に送付	25/12/10

---

肢別過去問集 平成6年～令和6年

---

民法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
173	問55 (H24-22-1) の正誤	○	✗	25/11/12

不動産登記法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
341	問271 (H28-26-ウ) の解説3 行目以降	と規定する。そして、157条3項は、「処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない」と規定している。	と規定する。登記官が審査請求を理由があると認め、相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない(1571、不登規186)。	25/10/22

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
52	「073 所有権移転失効の定めの廃止の登記」の変更後の事項	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定め廃止	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定めの廃止	25/11/12